

令和7年度第1回川崎市都市景観審議会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月30日（月）午後3時00分から午後4時30分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 201会議室
- 3 出席者 委員） 有賀委員、小泉委員、鈴木委員、高永委員、依田委員
板橋委員、岩佐委員、河野委員、小林委員、増山委員
田中委員、三浦委員、森岡委員
事務局） まちづくり局計画部 関口部長
景観・地区まちづくり支援担当 雛元担当課長、村上課長補佐、
山本担当係長、若林主任、岩本主任
関係職員） 市街地整備部 地域整備推進課 柏原担当課長、津守課長補佐、小林職員
拠点整備推進室 尾池担当課長、永森課長補佐
交通政策室 小部担当課長、中上担当係長、吉田職員
- 4 議 題 （1）川崎市景観計画の変更について（諮問）
ア 鷺沼駅前地区景観計画特定地区の指定について
イ 武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更について
（2）武蔵小杉周辺景観計画特定地区における取組について
- 5 傍聴者数 0名

第1回川崎市都市景観審議会議事録

(雛元担当課長)

お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

私、審議会の事務局、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当担当課長 雛元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、事務局の職員を紹介させていただきます。

まちづくり局計画部長 関口でございます。

(関口部長)

関口です。よろしくお願いいたします。

(雛元担当課長)

同じく計画部景観・地区まちづくり支援担当課長補佐の村上でございます。

(村上課長補佐)

村上です。よろしくお願いいたします。

(雛元担当課長)

担当係長の山本でございます。

(山本担当係長)

山本です。よろしくお願いいたします。

(雛元担当課長)

主任の若林でございます。

(若林主任)

若林です。よろしくお願いいたします。

(雛元担当課長)

同じく主任の岩本でございます。

(岩本主任)

岩本でございます。よろしくお願いいたします。

(雛元担当課長)

次に、審議会の開催に当たりまして、本日の定足数について御報告いたします。

木下委員から、事前に欠席の連絡を受けておりまして、委員総数は14名、そのうち13名の委員の出席を得ておりますので、川崎市都市景観条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、本審議会は成立していることを御報告いたします。

続きまして、本日の審議会における会議の公開についてでございます。

本日の会議の公開については、川崎市審議会等の公開に関する条例に基づき、公開とさせていただきます。なお、本日の会議録に個々の発言者氏名を記載することを御了解ください。また、同条例に基づき、会議録の発言者名を明記することとしております。

会議録作成のため、録音させていただきますので、発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。

次に、本日の資料ですが、お手元のタブレット端末で御用意しております。不具合や、操作方法などが分からないなどありましたら、会議途中でも御遠慮なく、職員のほうにお知らせください。また、お手元の書類ケースには、本日の議題に関する資料を御用意しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、これからの司会進行は有賀会長をお願いいたします。有賀会長、よろしくお願いいたします。

(有賀会長)

委員の皆様方、こんにちは。大変暑い中御参集いただきまして、誠にどうもありがとうございます。

ただいまから、令和7年度第1回川崎市都市景観審議会を始めたいと思います。

議事に入る前に、議事録の確認でございますけれども、委員の持ち回りでお願いしております。今回も私のほうからご指名させていただきたいと存じますが、依田委員と三浦委員にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

どうもありがとうございます。

本日、傍聴の申出はありますでしょうか。

(雛元担当課長)

ございません。

(有賀会長)

もし、途中でもお見えになりましたら、適宜入室をいただくようお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、タブレットを御覧いただきますと、ここに今日の次第がございまして、2番の議題というところに、(1)川崎市景観計画の変更について(諮問)、それから(2)武蔵小杉周辺景観計画特定地区における取組について、(3)その他とございます。この順番で進めていきたいと思います。

それでは、まず議題(1)として、川崎市景観計画の変更について(諮問)ということでございますので、この審議に当たっては議題の関係部署、まちづくり局市街地整備部地域整備推進課及び拠点整備推進室の皆さんに入室いただきたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

それでは、入室いただくようお願いいたします。

それでは、御準備がよろしいようでしたら、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

(村上課長補佐)

それでは、説明いたします。本日の説明内容は、以下のとおり、資料1、川崎市景観計画における地区指定の状況と変更概要、資料2、鷺沼駅前地区の景観計画特定地区指定に向けた検討経過、資料3、武蔵小杉駅周辺景観計画特定地区指定に向けた検討経過を説明

いたします。

表紙をめくりいただきまして、1 ページを御覧ください。

それでは、川崎市景観計画における地区指定の状況と変更内容を説明いたします。

2 ページをお開きください。1、川崎市景観計画における地区の指定状況と今回の変更内容についてです。

(1) 景観計画区域についてでございますが、川崎市では、条例で市全域と定め、外観を色彩基準等の規定をしており、一定規模以上の建築等を行う場合は届出が必要としています。景観形成基準に適合しない場合には、変更命令や罰則の適用ができます。

(2) 景観まちづくり先導地区についてでございますが、景観拠点における良好な景観の創出・先導に向け、大規模な土地利用転換等の機会を捉え、次のうちからふさわしい地区を指定し、基準を定めています。

本市では、三つの制度を活用しています。①景観計画特定地区は、市が景観形成を先導していく地区や景観の骨格を構成する重要な地区を指定するとともに、より詳細な景観形成方針・基準を定め、より積極的な景観形成を図る地区としています。②景観計画区域における形態意匠制限は、再開発等の事業を行う地区計画の区域（形態意匠の制限を定めるもの）を条例で位置づけ、市の認定手続が必要な地区になっています。③都市景観形成地区は、都市景観条例に基づく制度で、住民発意のもので、地区住民等の協議会と市の協議を経て進めていくものでございます。

今回の諮問対象である鷺沼駅前地区及び武蔵小杉周辺地区については、①景観計画特定地区に指定することとし、この間手続を進めてまいりました。

3 ページをお開きください。2、川崎市景観計画の位置付けと変更手続について、(2) 川崎市景観計画変更の手続についてでございます。

まず、景観法における策定の手続についてです。

今回は、既に定められている川崎市景観計画を変更することから、景観法では、都市計画審議会に意見を聞かなければならないと定められているため、変更しようとする内容(基準等)について、都市計画審議会に意見を聞くこととしています。

続いて、都市景観条例では「景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、法第9条に定めるもののほか、川崎市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。」となっておりますので、本日、都市景観審議会を伺うことになりました。

4 ページをお開きください。これまでの検討の経過と今後の流れについてでございます。

どちらの地区も、都市景観審議会での案の検討をこれまで進めてまいりまして、パブリックコメントを約30日間、実施してまいりました。

都市計画審議会の諮問については、同時期ではなく、それぞれの事業進捗に合わせていくため、鷺沼駅前地区は10月下旬頃とし、武蔵小杉周辺地区については6月2日に諮問しました。

都市景観審議会の諮問は本日となっています。二つの審議会を経て、順次告示、施行と

進めていく予定になっています。

それでは、鷺沼駅前地区、武蔵小杉周辺地区の順に説明してまいります。

資料２－１をお開きください。

表紙をおめくりいただきまして、２ページを御覧ください。①地区指定等の経過でございます。

昭和６２年に川崎都市計画鷺沼地区地区計画が決定した後、平成３１年度から地区指定に向けた検討を始め、関係権利者と個別協議を始めました。令和５年には、川崎都市計画鷺沼地区地区計画の変更、第一種市街地再開発事業の決定及び高度利用地区の変更が行われました。

３ページを御覧ください。景観計画特定地区の指定に向けた考え方でございます。

地区は、総合計画では地域生活拠点、景観計画では景観ゾーンのうち丘陵部ゾーン、景観拠点のうち都市系拠点として位置づけています。

鷺沼駅前地区では、再開発組合により交通広場の拡充、商業、公共施設、都市型住宅等の機能を有する建物の整備等を行う市街地再開発事業が進められており、この開発のタイミングを捉え、当該地区を景観計画特定地区として景観計画に定めることにより、建築物や工作物、広告物の景観誘導を推進することとしています。

４ページを御覧ください。検討経過等についてでございます。

最初に、周辺状況、上位計画、あたらしい宮前市民館・図書館を考えるワークショップを踏まえて案を作成し、社会動向や本市の施策を踏まえるとともに、都市計画のマスタープラン宮前区構想で示す地区特性や目指す姿、市民が捉える地区の魅力や思い等から、鷺沼駅前に求められる景観を検討しました。

次に、都市景観審議会での意見聴取として、審議会、専門部会へ各３回報告しました。

主に景観形成方針として、地区特性を捉えた内容とし、生活者の視点を持った検討について意見があったほか、景観形成基準では、工作物の意匠上の工夫等による圧迫感の軽減、ストリートファニチャー等の基準化、色彩基準、植栽基準等の基準について御意見をいただき、案を修正してまいりました。この修正案を用いて、パブリックコメントを３１日間実施し、いただいた意見を反映させた見直し案を本日諮問いたします。

なお、都市計画審議会の諮問は１０月下旬に予定しております。

５ページを御覧ください。こちらは、「鷺沼駅前景観計画特定地区」の範囲（案）でございます。

６ページを御覧ください。地区周辺の景観概況でございます。

写真は地区周辺の街区の状況を映したもので、東急田園都市線鷺沼駅を中心に、計画的に開発された田園都市が広がっております。駅開業から５０年が経過していることから、周辺の集合住宅や商業ビルは築４０～５０年程度の建物も多く、更新が行われた新しい建築物が混在している状況です。

続いて、景観形成方針（案）についてでございます。７ページを御覧ください。

基本目標は三つあり、(1) としまして、協働のまちにふさわしい「にぎわいや温かみ」を感じ、コミュニティが育まれる街なみづくりと規定し、その方針として、明るく広がりのある交流空間を創出する、人の動きが感じられる開放的な空間構成とすると規定しています。こちらは、検討の軸を「人」として設定したものでございます。

次に、基本目標2 としまして、歴史・文化ある宮前区の住宅地にふさわしい「安らぎや誇り」を感じ、住み続けたい街なみづくりとし、その方針として、様々な世代がくつろいで過ごせる落ち着いた空間を創出する、区民が愛着と誇りをもてるランドマークを形成すると規定しています。こちらは、検討の軸を「時」として設定したものでございます。

最後に、基本目標3 としまして、豊かな自然を守り育む宮前区の丘陵部にふさわしい「自然や地形」を感じ、歩いて楽しい街なみづくりと規定し、その方針として、坂道や起伏など地区を貫く尾根線が作り出す地形を活かし、魅力的な歩行空間を形成する、地区の「庭」として、将来にわたり豊かな自然を身近に感じる街路景観・街区を形成すると規定しています。こちらは、検討の軸を「自然」「地形」として設定したものでございます。

8 ページを御覧ください。

次に、景観形成基準（案）でございします。

①施設計画・建築物等のデザインは、周辺の地形や人の動きが感じられる開放的な空間構成、住宅地として発展して、落ち着いた街なみが広がっていることを踏まえ、シルエットや鷺沼駅へのアクセスへの配慮、にぎわいの演出等について規定しました。

9 ページを御覧ください。こちらは、施設計画・建築物等のデザインの続きの項目でございします。

10 ページを御覧ください。②外観の色彩に関する制限（高層部）についてでございします。

本地区は、市全域の景観計画区域のうち丘陵部ゾーンに該当すること、また、周辺の建物の外観が暖色系の色相が多いことや、中低層部と高層部とのデザインの切替えを誘導すること等を踏まえた基準を規定します。

(1) アースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行う。(2) 建築物等の外観には、次の表の(ア)に掲げる適用部分ごとに(イ)に掲げる色彩を使用する。ただし、(ウ)に掲げる面積基準によるものとする。

高層部においては、色相はY R系、Y系とし、明度、彩度の基準を景観計画の丘陵ゾーンより狭めています。また、イとしまして、建築物等の高層部において、アクセントカラーとして、外観の5%未満の使用とすることとしています。

11 ページを御覧ください。ウ、エ、中低層部、地上4.5メートル以下の部分でございします。

中低層部においては、景観形成基準の丘陵部ゾーンから、寒色系の色彩を基準から外すとともに、温かみのある街なみを指すため、彩度0.5以上とするものでございします。

ウ、基調色として外観の80%を超えて使用。エ、強調色として、外観の20%未満で

使用。オ、アクセントカラーとして、外観の５％未満で使用することとあります。

１１ページは、色相Ｒ系の基準でございます。

１２ページを御覧ください。色相ＹＲ系及び０Ｙから４．９ＹまでのＹ系の色相の基準でございます。

１３ページを御覧ください。色相５Ｙから９．９ＹまでのＹ系の色相の基準でございます。

１４ページを御覧ください。色相０ＧＹから９．９ＲＰの色彩を使用する際の基準及びアクセントカラーに関する基準でございます。

１５ページを御覧ください。（３）表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外観の色彩の基準によらないものとします。

１６ページを御覧ください。③広場・通りのデザインについてでございます。

明るく広がりのある交流空間を創出し、人の動きが感じられる開放的な空間とするため、以下のとおり規定するものでございます。

１７ページを御覧ください。④あかりのデザインについてでございます。

夜間において、温かみのある街なみや落ち着きのある景観とするため、以下のとおり規定するものでございます。

１８ページを御覧ください。⑤みどりのデザインについてでございます。

地区の「庭」として、将来にわたり豊かな自然を身近に感じる街路景観・街区を形成するため、以下のとおり規定するものでございます。

１９ページを御覧ください。⑥適用除外規定について規定するものでございます。

２０ページを御覧ください。パブリックコメントの実施結果についてでございます。

今年、２月１９日から３月２１日までの３１日間実施しました。意見総数１６通、５５件ございました。表は項目別、対応区分別に整理したものでございます。

２１ページを御覧ください。実施結果、修正した内容について説明します。

まず、５５件の内容についてですが、手続に関して、居心地のいい空間や地域特性を生かした景観づくりなど、施設計画建築物のデザイン、広場・通りのデザイン、植栽の維持管理などのみどりのデザインなど、具体の景観形成基準の内容を確認すること、再開発事業に関する御意見が寄せられました。

いただいた意見の多くは、景観形成基準の確認やデザイン提案等であり、既に案の規定に含まれていましたが、下記の２件の意見については、宮前区、鷺沼駅前地区が目指す景観形成方針として内容を補完するものであり、明確に記載することで目指すべき地区の将来像が明確になることから、景観形成方針の一部見直しを行うこととしました。

意見としましては、枠内の太字下線のとおり、経年変化が美しい町づくりへの期待と、既にある歴史あるものを生かし、温かみと落ち着きがあり、時代のつながりを感じられる町や、唯一無二の鷺沼らしさを育てる指針や施策をぜひ盛り込んでいただきたいということで、文化について意見があり、景観形成方針へ「宮前区の歴史・文化」を追加することとしました。

22ページを御覧ください。

景観形成方針は、「基本目標」「方針」で構成されますが、丘陵部の住宅地をつくってきた歴史・文化に対する意見を明確にするため、「時」を軸として設定した基本目標（2）に追記することとし、歴史・文化ある宮前区の住宅地にふさわしい「安らぎや誇り」を感じ、住み続けたい街なみづくりとします。

なお、「丘陵部」は宮前区の特徴として記載していたことから、今回の追加により削除いたしました。

資料2-2は、川崎市景観計画の告示部分でございます。

資料2-3は、パブリックコメントの市民意見と、それぞれに対する市の回答でございます。必要に応じて御確認ください。

議題1の説明は以上で、引き続きまして、武蔵小杉景観計画特定地区の変更について御説明をさせていただきます。

（山本担当係長）

続きまして、資料3-1、武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更についてでございます。

初めに、1、地区の概要、①地区指定等の経過でございます。

平成17年以前は、工場の撤退など、大規模な土地利用転換が進められており、その機会を捉えて、まちづくりの誘導に取り組んでおりました。そして、平成17年1月に当該地区を都市景観条例に基づく地区に指定し、平成26年3月、平成30年1月には、それぞれ大規模開発を契機とした区域の拡大を行っております。また、令和2年9月には、小杉駅北口駅前まちづくり方針を策定し、まちづくりの方向性として、土地利用や景観等について定めております。

3ページを御覧ください。

次に、1、地区の概要、②景観形成方針・基準の指定状況でございますが、この地区には四つの基本目標と、地区内に五つの軸と三つの核を設定し、各々に方針を定めております。また、これらの景観形成方針に基づき、特定地区内の各地区に景観形成基準を定めております。

4ページを御覧ください。次に、2、今回の追加内容でございます。

民間による開発事業が進められている小杉町1丁目地区は、武蔵小杉駅北口にございまして、まず（1）小杉駅北口周辺の指定状況としましては、駅南口については、「交流の核」の方針を過去に定めておりますが、北口周辺の街区には、これまで開発の動きがなかったことから、北口には交流の核としての方針がありません。

そして、今回開発される街区、小杉町1丁目は特定地区の区域に入っていますが、景観形成基準がない地区となっております。

そのため、（2）今回の追加内容でございますが、景観形成方針に交流の核（武蔵小杉駅北口周辺）を、景観形成基準に小杉町1丁目地区を追加いたします。

5ページを御覧ください。次に、3、検討経過等でございます。

初めに、周辺状況、まちづくり方針、既存の景観形成方針を踏まえた案の作成でございますが、令和2年9月に策定しました小杉駅北口駅前まちづくり方針や、規定の景観形成方針、「医療と文教の軸」の空間構成の考え方である「北口駅前の活気あるまちから、緑豊かな等々力緑地へとつながるにぎわいと緑の連携軸の創出」などを踏まえるとともに、隣接している小杉町2丁目地区及び小杉町1・2丁目地区の景観形成基準との整合を図りながら案を作成しました。

次に、都市景観審議会での意見聴取として、審議会の議会・専門部会で1回報告をし、意見聴取を行いました。

主に景観形成基準として、小杉駅南口と北口のデザインの違いや、低層部における圧迫感を軽減させる工夫、安全に歩行できる照明、ペDESTリアンデッキ下の空間の開放性などについて御意見をいただき、案の修正をしてまいりました。

この修正案を用いて、パブリックコメントを30日間実施し、いただいた意見を反映させた見直し案を本日諮問いたします。

なお、都市計画審議会の諮問は、本年6月2日に実施しておりまして、意見はございませんでした。

6ページを御覧ください。4、景観形成方針（案）でございますが、令和2年9月に策定した小杉駅北口駅前まちづくり方針を踏まえて作成しております。

景観形成方針（案）「交流の核（武蔵小杉駅北口周辺）」として、a、駅及び駅前空間とまちのつながりを創出する、広域拠点にふさわしい景観を形成するなど、三つのキーワードを設定しました。

次に、5、景観形成基準（案）でございます。

①施設計画・建築物等のデザインの基準は、隣接する小杉町2丁目地区等の基準をベースとしながら、北口駅前とまちのつながりを意識した上で、ペDESTリアンデッキを設けたときの景観への影響を踏まえ、小杉駅北口の回遊性や低層部のヒューマンスケールを意識したデザイン、ペDESTリアンデッキ下の開放性確保等について規定しました。

9ページを御覧ください。②外観の色彩に関する制限の基準についてです。

川崎市景観計画の平野部ゾーン推奨基準をベースとしながら、明るく温かみがあり洗練されたデザインとするため、高層部の明度を上げ、色相の範囲をR系からY系とし、彩度を抑えるよう規定しました。

なお、周辺との調和を考え、アクセントカラーとして使用する色彩については、総量としては壁面の20%を超えない範囲まで認めていますが、アクセントカラーが大面積として現れないように、ひとまとまりの面としては壁面の5%を超えない範囲に制限しています。

10ページに、具体的な基準を記載しておりますので御確認ください。

11ページを御覧ください。③広場・通りのデザインの基準についてです。

隣接する小杉町2丁目地区等の基準をベースとしながら、駅前空間とまちのつながりを

意識した上で、周辺のまちと連続したにぎわいと交流の空間となるよう、通りやペデストリアンデッキの安全性や快適性等について規定しました。

13ページを御覧ください。④照明のデザインの基準についてです。

隣接する小杉町2丁目地区等の基準をベースとしながら、夜間の演出だけではなく、安全に歩行できる明るさの確保等について規定しました。

14ページを御覧ください。⑤みどりのデザインの基準についてです。

隣接する小杉町2丁目地区等の基準をベースとしながら、等々力緑地とのつながりまで意識し、多様な交流を考慮して、地域の特性を踏まえた平面的・立体的に広がりのある緑の空間や、地域と協働等について規定しました。

15ページを御覧ください。⑥適用除外規定の基準についてです。

景観形成方針と合致しており、かつ周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物または工作物の形態意匠の制限を適用しないこと等について規定しました。

16ページを御覧ください。パブリックコメントの実施結果についてです。なお、先ほど御説明しました景観形成基準案は、パブリックコメントを踏まえた修正を行ったものとなっております。

令和7年3月19日から4月17日までの30日間実施し、意見総数は2通、6件の御意見がありました。

主な意見でございますが、景観形成基準に関することのほか、武蔵小杉のまちづくりの道路植栽の考え方等があり、このうち、景観形成基準についての意見は本案の方針に沿ったものであることから、基準として、より丁寧を示すために、意見を踏まえた文言を基準の一部に追加する形で修正を行っております。

17ページを御覧ください。修正の内容でございます。

いただきました御意見でございますが、「広場について、屋根や木々を利用して雨や夏の日差しを和らげる工夫があると嬉しい。また、雨の日でも小学生以上の子供たちが集まれる場所があるとよい。」とありました。

本地区では、建物内に中央広場が計画されており、雨や日差しを避けて交流できることが想定されていることを踏まえ、基準をより丁寧を示すために、広場・通りのデザイン基準を屋内外に設ける広場等は居心地の良い空間とし、利用者の交流を誘発するデザインにより、温かさやにぎわいのある空間づくりをするといたしました。

資料3-2は、川崎市景観計画の告示文案でございます。

資料3-3は、パブリックコメントの市民意見とそれに対する市の回答でございます。必要に応じて御確認ください。

(雛元担当課長)

ここで、資料を訂正させていただきたいと思います。

資料2-1が今、画面に映っているんですけども、鷺沼駅前地区の景観形成方針について、7ページになります。

(2) 歴史・文化ある「宮前区の丘陵部の住宅地にふさわしい」とあるんですけれども、「丘陵部」というところは削除させていただきましたので、「宮前区の住宅地にふさわしい」になります。22ページのパブリックコメントを踏まえて修正した目標というところは、そちらのほうは合っていますので、そちらのほうを御参照いただければと思います。大変失礼いたしました。

では、議題1の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

(有賀会長)

御説明どうもありがとうございます。

ここから少しだけ時間を取って、御意見があればいただきたいと思いますし、一つ目に説明いただいた鷺沼駅前地区景観計画特定地区の指定に関する内容について、改めて御意見、あるいは御質問があればいただきたいと思いますというのが一つ目でございます。その後、続けて、武蔵小杉北口付近の小杉町一丁目地区についても、同様に時間を取って、順番に進めていこうと思います。まずは資料2-1の内容についての御質問、あるいは御意見があればいただきたいと思います。

検討経緯のところでも説明が先ほどありましたが、この審議会としては今年1月31日から随分時間が開きましたけども、1回この審議会で皆様方に御覧いただいて、そのときに御意見をいただいた内容は反映して、それからパブコメをかけているということでございます。パブコメは、先ほど説明があったとおりでございます。

主に資料2-1になるかと思いますが、御意見、御質問があれば御発言をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

建物の外観の色彩についても、審議会でも随分御意見いただきました。それから専門部会でも、専門の先生方からも御意見いただいて、それらを反映しているということになっております。

それから、パブコメを踏まえて、歴史・文化のところの項目ですね。先ほど景観形成方針のところの二つ目、(2)で説明がありましたが、これまでの鷺沼地区の40有余年を数えるような市街地形成の歴史、あるいは人々の暮らしの歴史・文化というものをうまく継承して、鷺沼らしさを景観にも、街なみづくりにも反映しようということを、より一層きちんと明確にするということで、歴史・文化の文言を、パブコメ踏まえて追記いただいたということかと思いますが、この点についても、よい効果的な形での追記になったのではないかなと思います。御覧いただいて、何かお気づきのところがあれば御発言いただきたいと思います。

鷺沼のほうは、おおむねよろしいですか。

ありがとうございます。それでは、鷺沼のほうは特に意見なしということで、お認めいただいたことにしたいと思います。

それでは同様に、次、今度は資料3-1になるんですが、武蔵小杉周辺景観計画特定地区の変更ということで、これも1月31日に、この審議会で皆さんに資料を御覧いただい

て、北口の小杉町1丁目のところに新しい市街地再開発を進めるとともに、そこを交流の核というふうに追加で続けるとともに、小杉町1丁目の景観形成基準を新たに策定して追記するというので、先ほど説明があったところです。これも同様にパブコメを踏まえて、様々な御意見をいただいたということで、それらを踏まえた修正提示を先ほど御説明いただいたと思っております。

特に今、正面の画面に映っておりますけれども、「広場について、屋根や木々を利用して雨や夏の日差しを和らげる工夫があると嬉しい。また、雨の日でも、小学生以上の子供たちが集まれる場所があるとよい。」というパブコメの意見を踏まえて、それを景観形成基準のほうにどうやって生かしていくかということで、③広場・通りのデザインというところで、当初案は1月31日にパブコメの原案で御確認いただいた内容で、下のほうがパブコメを踏まえた案ということでございますが、いかがでしょうか。

岩佐委員、どうぞ。

(岩佐委員)

岩佐です。

このパブコメを基にした案のほうで、「屋内外に設ける」とありますけれども、実際、屋内につくる可能性というのは、現実的にあるのでしょうか。多分、そこは民間のマンションの中という話になってしまうと思うので、現実的に難しいような気がするんですけども、何かありましたらお願いします。

(有賀会長)

それでは、これは事務局並びに関係者から御回答をお願いします。

(雛元担当課長)

お答えします。

同じフォルダの中に、参考、小杉のまちづくり・小杉駅北口駅前まちづくり方針・事業概要というのがあり、そちらの10枚目を御覧いただけますでしょうか。右下に18ページと書いてあります。

こちらが、今回の事業概要でございまして、こちらの1階の水色のところ、1から3階のところに、商業、業務、保育、にぎわい、交流拠点、屋内広場というふうにございます。こちらはもう、低炭素のまちづくりということで確認して、容積を上乗せしている中で、防災機能とかも設ける計画になっているんですけれども、屋内広場も設けることになっておりますので、パブコメでいただいた意見は、必ずしも外だけではなくて、きちっと中も連携して、景観の基準としましては、外観というふうに捉える方もいらっしゃるんですけれども、やはりきちんと連携して、そこを使っていくことでにぎわいとかを生み出していこう。必ずしも外でだけではなくて、中を使って日差しを和らげたり、雨を避けたりということをしていけたらいいということで、こちらの記載にさせていただいたところです。

以上です。

(岩佐委員)

ありがとうございます。

あと1個だけ、誤字があったので、資料3-1の2ページ、右下の日本医科大の病院の「院」が抜けているようなので、修正をお願いします。

(有賀会長)

御指摘ありがとうございます。写真の下のキャプションですね。多分一番右側の「院」が抜けているということですね。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

増山委員、どうぞ。

(増山委員)

パブリックコメントが、武蔵小杉の場合は2通しかなかったというのに対して、鷺沼のほうはいっぱい出ていたと思うのですが、2通で討議してしまって問題はないのでしょうか。

(有賀会長)

どうもありがとうございます。御指摘、御質問かと思いますが、事務局お願いします。

(雛元担当課長)

鷺沼駅前地区につきましては、新規指定ということがありまして、鷺沼駅前で実施したイベントの際にブースを出して、リーフレットを配って、基準の内容についても説明をし、ぜひ御意見くださいということで、手渡しで約400枚配って、意見聴取した経過がございます。

一方で、武蔵小杉周辺地区も、駅の市政情報のコーナーに配架したり、あとは町内会の掲示板に貼っていただいたり、ちょうど等々力で緑化フェアがありましたので、そちらで配布というのも試みたんですね。あとは駅前でのイベントとかというのもあったんですけども、ちょうどパブリックコメント中の4月の頭頃は天気が悪くて、なかなか周知がうまくいかなかったということと、新規の地区で注目を浴びている再開発と、既存に高層の建物がある地区とで、住民の意識が違ったところもあるのかなというふうに思います。

ただ、新しい基準をつくるということで知っていただきたいので、これに限らず、引き続き皆さんに知っていただくように周知していきたいとは思っております。

以上でございます。

(有賀会長)

少ないですね。でも実際は、そういうことでございました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

岩佐委員からも先ほど御質問いただいたことも踏まえてということになるかと思うんですが、1点ちょっと私のほうから検討というか、景観形成基準の文章について、もう少し修文できるかなといったところをちょっと申し上げておきたいと思うんですが。

パブコメを踏まえて変更をしていただいた案というふうなことではあるんですけども、専門部会でも現地の見学、視察をお願いして、それぞれ委員の皆さん方にも現場を見てい

ただいたと思うんですけども、ちょうど南武線の高架の北側に当たる敷地で、敷地の中だと、南東角がちょうど広場になるんですね。東南角というか南東角というか、東端になるんですね。ちょうど広場ができる敷地の場所というのが鉄道の高架の南側、つまり駅の南口の既にもう立ち上がっている高層の建物の日影というか、影がずっと落ちるところなんですね。

それで、現場に行ったときにも、お気づきの委員の方は随分おられたかと思うんですが、実は環境面で言うと屋外の部分、屋外広場予定地というのは、昼間の時間でも、そんなに日差しがさんさんと降り注ぐようなところではないと。つまり、ずっと南側の高層タワーの影が落ち続けるところであるということと、それから割とやっぱり現場に行ったときの気候もあったんですが、かなり風通しがいいというか、かなり強い風が吹いているところでした。ちょっと植栽とか高木も心配なところは若干あるかなとは思ったんですが、割と風の強い、角のちょうどところが広場の予定地ということになっていたわけですので、景観基準の文章として「温かさ」という言葉を、本当に基準として使うのが適当かどうかというのをちょっと最初に感じました。

ただ、ここで言われている趣旨というのは、先ほど岩佐委員も質問されたように、それ事務局からの回答もあったように、屋内にも建物外にも交流広場ができると。デッキの下の部分の1階部分なんですけど。ということは、つまり地上レベルで、屋内側の交流広場と、それから屋外のランドスケープの広場、屋外の広場、これが本来であればうまく連続してというか、接続して一体のものとなるように、うまく計画的にも、それから管理・運営面でも、そういうふうな使い方をしてもらうことのほうが、むしろ交流やにぎわいということをも多分生み出す、使い勝手のいい、屋内外が連続した空間なんだと。そのことが、人の交流によって温かさを感じさせるような広場になるんだというふうなことであれば、この基準のところに、いわゆる環境的な面で、あえて「温かさ」というような言葉は使わなくていいだろうというふうに思ったので、そういう意味では、広場等ということなんですけども、屋内外の空間の連携、こういうものを創出するとともに、今も申し上げたように、利用者の交流をうまく誘発するようなデザインで、居心地がよくて、それでその結果、にぎわいや交流がある、にぎわいのある空間づくりをするということによって、より設計者・事業者にとっても、それから管理運営者にとっても、意図がきちんと正確に伝わるのではなかろうかと。「温かさ」というのをどんなふうにも解釈はできるんですけども、やはりちょっとあの敷地だと、基準にその言葉を用いるのはやや奇異な感じもするので、今申し上げたような修文を少し加えていただければいいのではないかなと思っております。

今日は諮問ですので、今のような趣旨でよろしければ、その意見をちょっと付しておきたいなというふうに思うんですが、それについて、皆さんの意見をいただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

特に反対がないようであれば、今のような修文を加えて、この審議会の意見として付して、その上でお認めいただきたいというふうに思っています。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、今のとおり意見を付した上で、お認めしたと思っております。

それでは、ただいまお認めいただいた2件、鷺沼のほうと、それから武蔵小杉の北口のほうのこの2件、これを本日付で当景観審議会から市長宛てに答申をさせていただきたいと思っております。答申文については、私のほうで確認させていただくこととしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで一旦休憩を取りますか。

それでは、一応進行上、5分というふうになってございますが、お手洗い等々、あるいは今日、何せ暑いですから、ぜひ水分補給いただいて。4時1分ぐらい前から、また再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

—— 休憩 ——

(有賀会長)

それでは、本日の議題の(2)武蔵小杉周辺景観計画特定地区における取組についてというところに進んでいきたいと思っております。

審議に当たって、本議題の関係部署、まちづくり局交通政策室の方に御入室いただこうと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、入室させていただきたいと思っております。お願いします。

資料は、タブレットの資料4というものになります。

では、御準備があれば御説明を始めてください。お願いします。

(山本担当係長)

それでは、武蔵小杉駅でのデジタルサイネージによるバス情報の提供に関する取組状況を御報告します。

資料4を御覧ください。

2ページ目になります。初めに、1、報告の目的でございます。

武蔵小杉周辺景観計画特定地区の武蔵小杉南口駅前地区における景観形成基準の屋外広告物の制限として、「広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする」と規定されております。今回、武蔵小杉駅南口駅前地区内に、自家広告物ではない広告物を含むデジタルサイネージを設置する事業を行おうとしているため、本事業が景観形成基準に合致しないが、屋外広告物に関する基準の適用除外に該当するかどうか意見をいただくことを目的としております。

なお、屋外広告物に関する基準の適用除外の条件として、「その他市長が認める場合で、景観形成方針に合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合」と

しております。その他市長が認める場合として、歩きやすさの向上や環境美化、公共交通の課題への対応、地域振興、災害情報を含む公共広告の提出など、公共性が高いことが挙げられます。

本件は、令和6年8月に当審議会で事業内容等を報告し、同年10月に屋外広告物審議会に諮問の上、全員一致で承認し、答申を受けたものとなります。今回、事業者が決定し、実証を開始するに当たり、その実施方法や検証方法等について報告を行うものです。

3ページに行きます。2、当地区の景観形成方針でございます。

当地区は景観形成方針として、交流の核（武蔵小杉駅南口周辺）に属しており、駅前広場のデザインとして、「バスシェルターや地下駐輪場出入口、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。」等の方針が規定されております。

ここからは、事業課であるまちづくり局交通政策室より説明をいたします。

（小部担当課長）

交通政策室です。よろしくお願いします。

4ページを御覧ください。3、前回の景観審議会での御意見等でございます。

前回、昨年8月に景観審議会でもいただいた御意見と対応状況をまとめましたので、主なものをご説明いたします。

一つ目、災害情報の表示、停電時の対応につきましては、事業者募集時の実施条件といたしまして、非常電源等による停電時の対応を規定しまして、事業者から条件に沿った提案を受けましたので、非常電源を設置する計画としてございます。

四つ目、実証の目的、検証する項目につきましては、今回整理しましたので、後ほど御説明いたします。

その下の情報を絞る、情報の総量のマネジメントにつきましては、事業者選定の評価項目に適切な情報の量を追加しまして、提案の評価を行いました。

5ページを御覧ください。4、事業概要でございます。

本事業は、魅力あるまちづくりの更なる推進に向けまして、武蔵小杉駅において、デジタルサイネージを活用しまして、民間活力を生かした効果的なバス情報等の提供を行うことで、バス利用を促進し、公共交通を支えながら周辺環境を改善する取組となつてございます。

設置箇所は、武蔵小杉駅の北口に1基、東口に2基でございますが、今回御確認いただくものは、屋外広告物となる東口の2基になります。

提供情報につきましては、バス情報、イベント情報、広告、災害情報等で、運営スキームにつきましては、東口に設置するサイネージのうち1基に広告を掲載しまして、その広告料収入で北口と東口のバス案内の運用を行うものでございます。本市といたしましては、バス案内のシステム構築及び非常電源等に関わる初期費用の一部として、300万円程度を負担いたします。

運営事業者につきましては、公募型プロポーザル方式で選定を実施しまして、長田広告株式会社を選定いたしました。サイネージは設置から運営管理まで行う計画となっております。

6 ページを御覧ください。

今回の設置の効果につきましては、四つの効果がございまして、公益性が高い取組と考えてございます。

一つ目は、バス乗り場の案内を適切に行いまして、広場内の人流の整流化や自家用車の利用抑制による安全で快適に歩ける環境づくりの推進。二つ目は、広告事業者が周辺の清掃を実施することによる周辺環境の美化。三つ目は、公共交通の課題への対応でございまして、近年、公共交通は、担い手不足や生活スタイルの変化などの影響を大きく受けておりまして、公共交通を維持確保していくことが重要なテーマとなっております。

今回の取組は、こうした課題に対応する一つの取組と考えておりまして、バス案内による公共交通の利便性の向上、それから利用促進につながる取組として位置づけてございます。四つ目は、地域イベントの周知、中原区を拠点とするスポーツパートナーの広報による地域の魅力発信でございます。

7 ページを御覧ください。

事業実施の方向性でございますけれども、バスを日常的に使っている利用者、ふだん使わないイベントでの利用者などへも分かりやすい情報発信を行うために、レイアウトや提供する情報を随時更新いたしまして、利用者ニーズに応じた情報発信を行うために、経路検索事業者等と広告事業者の組合せによる民間主体の運用体制を構築する計画としてございます。

この体制によりまして、経路検索事業者の情報提供ノウハウを生かしながら、広告事業者の広告運用で取組を自走化します。また、利用者の利用状況等を把握しながら、より適切な情報に更新していくほか、地域のイベント情報と併せまして、そこへアクセスするバスをひも付けて案内するなど、地域の状況に応じた柔軟な情報発信を行ってまいりたいと考えてございます。

8 ページを御覧ください。5、実証の概要でございます。ここからは、事業者の提案内容を基にした実施計画について御説明いたします。

こちらの表は、実施方法等のうち、主要なものをまとめたものでございまして、①はバス案内に関する情報の内容、条件等でございます。

②は広告に関する内容でございまして、募集要項等で規定した放映時間、輝度となっております。また、川崎市広告掲載基準に適合し、アニメーション等の映像手法に関するガイドラインを遵守しまして、広告の内容や不適切なアニメーションについて規制する内容となっております。さらに、事前に事業者により、各規定等への適合を含む審査を行うことに加えまして、市で事前に審査を行うことが示されましたので、市といたしましては、内容を確認し指導を行ってまいります。

③は事業全般の内容でございまして、環境美化の取組としては、月1回の頻度で周辺の清掃を実施いたします。公共広告は25ある広告枠のうち5枠、20%となっております。災害情報は、非常電源により停電後も一定時間表示する計画となっております。

9ページを御覧ください。サイネージのサイズや、配置等のイメージです。

写真に設置イメージを書き加えておりますけれども、右側の自動案内板と同程度のサイズとしまして、色はグレー色の柱やバス停、タクシー乗り場の案内板の色と同様のN3.5としてございます。

10ページを御覧ください。

バス案内面の表示内容でございますけれども、右側のレイアウトの②、③、④のとおり、乗り場ごとに先発、次発の2便ずつ、系統・行き先・発車時刻の案内を、上段右側の⑤のとおり、バスの現在地をリアルタイムで表示しまして、遅延の状況など、実際の運行状況を案内します。なお、⑥番の葉っぱのマークにつきましては、等々力緑地に向かうバス便を示してございます。また、⑦番は、乗り場の案内地図、⑧番は沿線で実施されるイベント情報でして、スポーツの試合情報など、主に等々力緑地の情報を掲載しておりますので、⑥の案内と共にイベント参加者に見ていただくことを想定してございます。

11ページを御覧ください。広告面には、民間広告と公共広告を順に配信するほか、災害時は災害情報を配信いたします。

12ページを御覧ください。

検証は、主に利用者へのアンケートを基に行うこととしてございまして、調査項目といたしましては、周辺環境への調和、安全性、バス案内の見やすさなどを予定してございます。併せて現場確認、関係者への意見聴取、広告事業者からのデータ提供による検証を実施する予定でございます。

13ページを御覧ください。6、スケジュールでございます。

現在、設置工事に向けた準備を進めておりまして、7月に工事着手、9月から実証を開始する予定となっております。実証の結果につきましては、改めて御報告いたします。

14ページ以降は参考として添付しておりまして、14、15ページは事業者の実績、16ページから18ページは、令和2年に川崎駅周辺地区で社会実験を行った際の検証結果でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(有賀会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました資料4の内容について、御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

小泉委員。

(小泉委員)

前回、幾つか意見を言わせていただいたことについての、御回答が含まれているご説明と資料のように捉えています。ありがとうございます。

その中でさらにもうひとつ突っ込みたいのですが、4ページでしたか。情報を絞って、適切な情報量を表示していくような広告にすること、多分前回、広告の情報の出し方とか、情報量のことを意見したことに対しての追加なのではないかなと受け止めています。

ただ、適切な情報量とは何かという点ですが。一つは、例えば一つの広告が表示されている時間の長さ。本日、私は川崎駅からここまで何うために歩いて来て、この審議会で以前審議したデジタルサイネージを見ていたのですけれども。測ったわけではないのですが、多分10秒あるかないかぐらいで、ぽんぽん画面が入れ替わっていて、3種類ぐらいがローテーションしていました。何か万博のことみたいだなと思って気を取られていると、すぐ次に画面が変わっていく感じで、ひとつひとつの広告の持っている情報量ということだけではなく、切り替わっていくのが頻繁だと、すごく煩雑で、やはりたくさんものを見ているという印象がとても強いということを改めて感じました。基準になっているその情報を提示している時間というのが、今おありなのかを伺いたいです。

もう一つは、やはり多分こちらのほうはそういう趣旨と思うのですけれども。一つの画面の中での広告の目的とか要素とか、あともちろん情報をダイレクトに受け取れる内容にすることで、情報量がつけられていくということに対してのことです。いわゆる説明的な情報というのは向かないのが屋外広告だと思うので、先ほどの11ページに、広告イメージが書かれていますが、特に市のほう、公共的なものの広告はどうしてもお知らせとか説明的なものが多いように受け取れます。企業のほうで出されるものは、何か商品とか企業のイメージだったら、屋外広告のメディアには向いているのですけれども、やはり説明的なものはあまり向いていないので。そういうことなども、これから運用されるときには、ぜひ具体的にやり取りしていただいて、特に市のほうで出されていくであろう公共的なものについては、ぜひリードしていただくようなものに取り組んでいただけたらと希望しています。何かその辺りで今回お考えとかがあれば、併せて教えてください。よろしくお願いいたします。

(中上担当係長)

まず1点目、広告の出されている時間についての御質問だったかと思うんですけども、今回は1広告当たり15秒の枠を設定しております。なので、15秒間で切り替わるような設定になっておりますが、一方、設定上、2枠を続けてというような設定もできますので、例えば15秒枠を二つ重ねて30秒間の広告といったような設定もできるようになっております。

2点目、公共的なものの広告の工夫といったところだったと思うんですが、今、川崎市の中でも、こういった広告についてはいろいろ改善をしようといったところで取り組んでいるところで、ぱっと見て、見やすいような広告といったところを、各局心がけてい

るところではあると思いますので、そういったところも注意して、広告を掲示できればというふうに思います。

以上になります。

(有賀会長)

資料の8ページをちょっと正面に映していただけますか。

今の小泉委員の御質問に関連してなんですが、右の事業全般の内容のところ、下から二つ目の欄、「公共広告」というのが書いてありますが、全体の広告枠が25枠あって、そのうち5枠が公共広告であると。20%、4分の1を公共に使うというふうなことで、それから、放映時間は朝4時から深夜25時までということなので、この時間を連続して、言ってみれば25枠、うち5枠は公共なんですけども、25枠がローテーションしていくというような基本の放映のローテーションという具合なんですかね。というふうに理解いたしました、それでよろしいですか。確認です。

(中上担当係長)

会長のおっしゃるとおりで、15秒25枠をローテーションで回していくといったような仕組みになっております。

(有賀会長)

11ページ広告イメージとありますが、想定されている第三者広告、つまり自家用広告ではない内容、第三者広告は、この民間広告イメージというのは、左側に三つ連続したものがありますけども、これは15秒に三つが切り替わるというふうなイメージの表現ですか。この3枠がどういうふうに画面に現れるのか、よく分からないんですが、3枠が15秒、15秒、15秒で変わっていくのか、あるいは15秒の1本の中で、この3枠がローテーションしていくのか、民間広告のイメージというのはどんなイメージなんですか。

(中上担当係長)

これ、ちょっとあくまで提案時の例という形で載せさせていただいているんですが、パターンとしては2パターンあると思います。委員がおっしゃるとおり、15秒枠で、この縦型のサイネージが3パターン切り替わるといったパターンと、それぞれの枠で、例えば15秒掲示して、何秒か開いてから、また違う形で広告が入ってくるといったような形も想定されるかと思います。

(有賀会長)

ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見があったら、ぜひ御発言をお願いします。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

今の小泉委員と有賀会長の御発言にも関わることなんですけども、8ページに表がございまして、赤字の部分が、前回の広告から計画変更事業者提案があって改善した内容というふうに書かれております。それで、そもそも本当であれば、こういう景観形成基準においては自家広告だけというところを、このように拡大して広告を出すというふうなことに

なったわけですね。事業者さんのほうからも、自主審査に加えて、事前に市による審査をやってほしいというか、そういうお申出もあったということなので、やはり情報過多を抑えるということは基本として、バス情報を出すというのが第一義的なことなので、それに逆らわないというか、それが邪魔にならないような適切な情報管理を行うということが基本だと思います。

さらに、そういうことも踏まえまして、公共空間で公共的な広告を出すわけですから、さっき御説明もありましたけども、歩いて楽しめるような景観の一部として、ぜひこの全体を捉えていただいて、市のほうで調整誘導を行うようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

(有賀会長)

事務局、お願いします。

(雛元担当課長)

先ほど小泉委員がおっしゃったように、割と民間のほうは、リーガルチェックはもちろんなんですけれども、文字情報も少なく、企業のイメージというところを出しているものが多いと思います。

おっしゃるように、公共のほうは、どうしても勘違いされてはいけないということで、情報いっぱい詰め込んだりというのを、目印をいっぱいつけるみたいなのも今までもあったと、私もつい、もう何十年も働いていると、そういうふうになってしまうんですけれども、やっぱりせっかくこちらのほうでもチェックしてほしいということがありましたので、民間広告も含め、武蔵小杉の景観にふさわしいデザインというのが何かというのを考えて、配慮事項、リーガルチェックはもちろん、公序良俗とかそういったところがあると思うんですが、小杉の景観にふさわしい広告物はこういうものだということを、事前にこちらからお示して、配慮していただく。募集時の条件に示していなかったもので、絶対にこれをやってくださいというのはやっぱり難しいとは思いますが、できるだけ小杉のいい景観を作り出していくために、そういったデザイン性を配慮しながら指導していくような体制を整えたいと思います。ありがとうございます。

(有賀会長)

どうもありがとうございます。

ほかに御意見、あるいは御質問ありますか。

森岡委員、どうぞ。それから依田委員で。

(森岡委員)

今回、東口には既存の2基があって、新規に2基設置されるということなんですけど、デザインとか形態、色彩は調和の取れたものにされていて、かつ情報に重複はないということで結構だと思います。しかし例えば二つ、二つになるのであれば、情報をうまく集約して、1個減らしてトータル三つにするとか、そういう発想もしていただくような機会もあ

ればと思いますので、一言申し上げました。

以上です。

(有賀会長)

東口に設置される屋外サイネージ2基というのは、多分新設のものなので、既設ではまだないのではないかと思いますけど。あるんですか。

(森岡委員)

もともと2基あります。さらに2基付け加えられるので、それはそれで結構なんですけど、例えば2基付け加えるなら、1基減らしてトータル3基にするとか、景観的にはそっちのほうがいいのかなという趣旨です。

(有賀会長)

なるほど。右の二つというのは、これはデジタルではないんですか。

(雛元担当課長)

こちらは、地図がそのまま印刷されておりますので、おっしゃるように、確かにその下にも広告が入っていますので、そこは広告をできるだけ集約するように調整しています。

案内板のほうは、先に立っているものですので、また改修の機会などもあると思いますので、今の森岡委員の御意見を参考に、できるだけ集約していくような方向で調整ができればと考えています。すぐにとすることは難しいんですけども、そのように。御意見をありがとうございます。

(有賀会長)

では、依田委員、どうぞ。

(依田委員)

森岡委員と大体似ている意見になるんですが、やはり9ページのところで、既存の案内板が既にあって、ホームから改札を抜けて駅から出てきたときに、いきなり四つのデジタルサイネージと案内板があるという景色が、そもそもいいのかなというふうにやはり思います。景色が完全に遮られているので、駅を出てきたときの街の顔として、これがいかかなものかなと感じています。

場合によっては、正面に設置するのではなくて、少し角度を振って、視界の抜けをつくるといったようなところも少し考えていただくと、景色が少し見えてくるのでいいのかなと思います。

あともう一つも、先ほど事務局のほうでも話がありましたが、既設のほうの地図の下も、今シートもので広告が入っていたりするので、むしろそれはデジタルサイネージのほうに移すといったような集約を進めていただきたいなと思います。

以上です。

(有賀会長)

どうもありがとうございます。御意見というふうなことでいただいたかと思います。よろしくお願いします。

(雛元担当課長)

よろしいでしょうか。

今、斜めに設置したらという御意見があって、確かに少しでも斜めにすると、視線が抜けるというところがあるんですけども、出たところで、交通案内がぱっと目につくようにということで、今回はこのように正面に設置させていただきたいと考えております。

広告のほうも同様に、広告を見ていただいて、それを運営に回すということですので、今回の設置は、こちらのほうでさせていただきたいと思いますが、先ほど森岡委員のほうからあったように、既設の看板を減らしていくとか、あとはほかの地区でやるときに、本当に視線がどう通るかというのも確認しながら進めていきたいと思いますので、一旦小杉の駅前については、こちらの2基、このような向きで実施させていただければと思います。今後の参考にさせていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(有賀会長)

ほかにいかがでしょうか。

高永委員。

(高永委員)

8ページ、②の一つ目の真ん中のところ、放映時間の下に輝度とございまして、周辺の明るさに応じて自動調整ということは、例えば今日みたいな明るい日中のときは、少し明るめにして見やすくするということでしょうか。夜になって、もう少し周辺の明るさが落ちているときは、画面の明るさは暗くなるということでしょうか。

(中上担当係長)

委員のおっしゃるとおり、明るければその明るさに合わせた明るさで、暗いときは暗くするといったところで、目の負担がないようにというふうに考えています。

(高永委員)

今どきですと、そういう調光ができるタイプで、もしかしたら、色温度の調光もできる光源の中に入っているのかなというふうに思いまして、例えば夜になってきたときに、少し色温度を下げ、温かみのある色のものになっていくと、景観として、ほかの景観とも併せて、少し色温度が下がっていくみたいなことができると、すごく新しいのかなと思います。照明の設計をやっていると、このデジタルサイネージというのは、本当に一つの光源としてすごく影響力が大きくて、眩しくて困ってしまったなと思うことが、実は多々あります。明るさの感覚というのが、眩しく感じる感覚というのは、どうしても個人の差があるものなんですけれども、往々にして、明る過ぎるというような印象を皆さん、何かお持ちなのではないかなという気はしています。見えるような文字にする必要は絶対にあるんですけども、ぎりぎりまで眩しくない輝度を目指していただけたらいいかなど希望します。

以上です。

(有賀会長)

9ページの写真を見ながら、今の高永委員の意見をお聞きしていましたが、多分このシェルターの波打つような造形の屋根ですかね。軒が恐らくステンレスか何か分かりませんが、多少グレアがかかるような素材で貼られていて、多分丸いのはこれ、ダウンライトが埋められているのではないかなと思うんですね。だから、床面のインターロッキングをうまくダウンライトで照度を確保しながら、夜間は照明を照らしながら柔らかい光を。逆に軒も、うまくグレアを利用しながら全体がほわっと明るくなるようにつくってあるのかなという設計者の意図を今推測しているんですが、そういう中で、このデジタルサイネージが入りますので、とりわけグレアについても、あんまり極端にならないような輝度や照度や色温度の調整というのを、ぜひ運用上はやっていただけるといいのではないかなと思います。

その辺も、今日の資料でいうと最後のほう、12ページですかね。ここに実証の概要、検証計画と書かれており、この提案についても意見を求められておりますので、そういう意味では、調査項目や調査方法のところで、割と定性的な広告が非常に多いかと思いますけども、最終的に、一定の客観的な定量評価ができるような方法での検証というのをぜひ工夫していただくということと、それから、この審議会を経て、9月から実証が始まって、3月まで検証されると。その後、4月から本格運用というふうなことで書かれておりますけれども、そういう意味では、この審議会そのものが6月30日、本日ではほとんどの委員の任期が終わるということもあって、そういう意味では、来年の3月に審議会報告がありますけども、ぜひ事務局のほうで、引継ぎをきちんとしていただいて、3月の段階での広告を、きちんこの実証、広告内容も照らし合わせながら確認いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

ということで、皆様方から御意見をいただいたかというふうに思っていますが、何かほかにこれだけ言っておきたいことがあれば。どうぞ。

(鈴木委員)

今御説明があったように、9月から運用開始(実証)となっていて、半年ほどの期間を経て本格実施となるんですが、もし、例えば輝度の問題だとかグレアの問題だとか、そういうことで、やはりかなり問題だということが実証で確認された場合は、本格実施においては改善される可能性はあるというふうに考えてよろしいですか。

(中上担当係長)

検証結果につきましては、事業者と都度調整を取りながら、改善のほうを行っていきます。それは実証を終えて本格実施になっても、改善すべき点が出てきたら、事業者と調整のほうは行っていく想定ではおります。

(鈴木委員)

そうですね。利用者アンケートとかも多分なされると思うので、やってみて、実際どうだったかというのを反映しながら、ぜひ改善いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(有賀会長)

その他、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、この議題の(2)については、ただいま御意見をいただいた内容を踏まえて、実証・検証を9月から行うということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次第の(3) その他ですが、事務局から何かありましたらよろしくお願いいたします。

(雛元担当課長)

特にございません。

(有賀会長)

それでは、用意されている議題は以上でございますので、一旦事務局に進行をお返しいたします。

(雛元担当課長)

本日はお暑い中、お集まりいただきまして、御審議ありがとうございました。

本日御出席いただいている委員の皆様の任期は、本日6月30日で満了となりまして、引き続きお願いする方がほとんどなんですけれども、最後となる委員の方から、一言ずつお願いできればと思います。

まず、市民委員の田中委員、よろしくお願いいたします。

(田中委員)

本日はありがとうございました。

私は川崎市出身という立場で、市民委員として、川崎市の景観を考える貴重な機会をいただけて、皆様にお礼申し上げます。

今後も私も含めて、市民にとって魅力ある景観になることを願っていますので、これからもどうか御協力いただけたらと思います。

短い間ですが、ありがとうございました。

(雛元担当課長)

ありがとうございます。

もう一人の市民委員、森岡委員なんですけれども、次期も御応募いただきまして、引き続きお願いすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

では、学識経験者として、10年間就任いただいた小泉委員、よろしくお願いいたします。

(小泉委員)

10年間と言われて、そんなに経ってしまったのかなと思いながら伺っていました。いろいろありがとうございました。

私は、専門がビジュアルコミュニケーションデザイン、サインが専門なものですから、この審議会に参加させていただくと、様々なご専門からのご意見に触れられて私自身も大変刺激を受けました。また、この審議会でもとても印象深かったのは、市民委員の方がとても熱心で、活発に御意見くださるということでした。

いろいろな計画が完成したり、具体的になるのはだいぶ先の話もたくさん出てきていて、私はそれまで元気で完成が見られるかしらと、ちょっと思ったりもするのですが。楽しみにしながら、回って見られたらと思います。どうもありがとうございました。

(雛元担当課長)

最後に、10年間のうち8年間、有賀会長を務めてくださった有賀委員、お願いいたします。

(有賀会長)

私、市民委員としては再応募できないという立場なんですけども、10年やりましたから、もう十分かと思ってございますが、この間、景観の考え方も随分変わってきたかなというような実感がございます。

今日も議題に出ましたけども、鷺沼駅の特定地区も、これまでやっぱり川崎市の景観計画等々では、北部丘陵地域というのは、やっぱり地域の皆さんと一緒に、住宅系市街地の景観をつくっていく、丘陵地景観をつくっていくというか、育てていくというような位置づけで位置づけられているところが多いかと思うんですが、特に鷺沼なんかは、これから大きな再開発が実現していくという中で、少し川崎駅周辺とか武蔵小杉とかとはまた違う有り様、在り方というのを一つ、多くの丘陵地域の中の住宅系市街地周辺でも具体化するモデルなのかなというふうに思っていましたので、そういう意味では、非常に期待も大きいし、それから慎重に進めていただきたいなというふうな実感がございます。

川崎市は、政令市の景観行政の中でもトップランナーというふうなことで、ずっと走ってきていただいている自治体というふうに、私も外から見ていて思いますので、また引き続き、政令市の景観行政をリードするような、場合によっては、国の法改正にどんどん上申提言していくような、そんなような実績を積み重ねていただければいいのではないかなというふうに思っております。ぜひよろしくお願いします。

以上です。

(雛元担当課長)

ありがとうございました。この場をお借りしまして、深く御礼申し上げますとともに、今後とも川崎市のまちづくり行政に御協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ほかの委員の皆様、次期も引き続きお願いできるということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これにて終了させていただきます。本日はありがとうございました。